

食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 議案

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定」に関する調査審議の付託について

食品リサイクル法の基本方針は、おおむね5年ごとに定めることとなっており、食品廃棄物等の飼料・肥料等への再生利用等を総合的・計画的に推進するために策定しています。（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第3条第1項、同法施行令第3条）

直近の食品リサイクル法基本方針は2025年3月に策定しましたが、今般、施策の検討状況を踏まえ、その内容の一部を改定する必要があります。

この基本方針を制定又は改定するときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴くこととされています。（同法第3条第3項、第7条第3項）

今回、本議案は、農林水産大臣から諮問のあった基本方針の改定に関する調査審議を食料産業部会の下にある食品リサイクル小委員会に付託することについてお諮りするものです。